

議案第71号

富士見市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市印鑑条例（昭和49年条例第37号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、富士見市印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市印鑑条例の一部を改正する条例

富士見市印鑑条例（昭和49年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「により」を「に基づき本市の住民基本台帳に」に改める。

第5条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の方法による本人確認を要しない。

第5条第3項第1号中「貼り付けた」を「貼り付けられた」に改める。

第7条第1項第1号中「若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名」を「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏」に、「組みあわせた」を「組み合わせた」に改め、同項第2号中「氏名」を「氏名、旧氏」に改め、同項第6号中「適当でないもの」を「適当でないと市長が認めたもの」に改め、同条第2項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に、「組みあわせた」を「組み合わせた」に改める。

第8条第1項第4号を次のように改める。

(4) 氏名（住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第8条第1項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に、「組みあわせた」を「組み合わせた」に改め、同条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を削る。

第12条中「住民基本台帳法」を「法」に改める。

第15条第1項第5号中「、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第17条第1号を次のように改める。

(1) 氏名（住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第17条第4号中「記録されている」を「記載がされている」に、「組みあわせた」を「組み合わせた」に改める。

第22条中「市長は」を「市長は、法令の規定により閲覧の請求があつた場合を除き」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。